



Congratulations!

ご結婚おめでとうございます!

ご結婚に伴う新生活を 支援します

申請期限
R7.3.31

住居費（購入・リフォーム・賃借）と引越の費用を支援しています。
条件に該当する方は必ず事前にご連絡ください。申請方法等をご案内いたします。

◆対象者◆ 主な条件は次のとおりです。

- ①婚姻日：令和6年1月1日から令和7年3月31日の間に婚姻した夫婦
- ②住 所：原則として、申請日時時点で申請に係る物件に住所を定めていること
- ③所 得：所得がご夫婦合わせて500万円未満（奨学金を返還している場合は別途算定）
※6月までに申請する方は令和4年中
7月以降に申請する方は令和5年中の所得が基準となります。
- ④年 齢：婚姻日における年齢が39歳以下

◆継続補助対象者◆ 令和5年度に交付決定を受けた方で、上限額に達しなかった方

◆対象経費◆

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
に支払った次の費用が対象です。

- ①住宅取得（新築・中古住宅購入）費用
- ②住宅リフォーム費用
- ③住宅賃貸借費用
- ④引越費用

補助額

基本額（上限）

30万円まで

ご夫婦ともに29歳以下

60万円まで



裏面のQ&Aも
ご覧ください。



能代市移住定住推進課移住定住推進係

電話 (0185) 74-6767

Eメール iju@city.noshiro.lg.jp

L I N E @noshiroclass

（右のQRコードからも登録できます）

来庁 イオンタウン能代内「のしろ暮らす」

または 本庁舎1階 総合政策課



Q & A

1. 住民票／戸籍に関する書類／所得証明書が、能代市以外で発行されるのですが。

→郵便請求することができます。発行する市区町村へお問い合わせください。ホームページに請求方法が掲載されている場合もあります。往復の日数がかかりますので、余裕を持ってご用意ください。

2. 所得の条件について、詳しく教えてください。

→基本的には所得証明書に記載の金額をご夫婦分合計した額が500万円未満の場合に該当になります。
ただし、奨学金を返済している場合は、次の例のように計算します。
(例) 夫：所得300万円－(奨学金返済) 月15000円×12月＝282万円
妻：所得200万円
∴合計 482万円・・・該当

3. 契約者が夫婦以外（親など）なのですが対象になりますか。

→原則として、いずれの費用についても契約者・支払者ともご夫婦のいずれかであることが条件です。
賃貸住宅に限り、やむを得ない事情により、ご夫婦のいずれかによる契約ができなかった場合は、申請することができます。
(支払いについてはご夫婦のいずれかが行っていることを確認します)

4. 引越は宅配便とレンタカーで行いましたが、対象になりますか。

→レンタカーの費用は対象になりません。宅配便は「引越」を目的とするプランを利用し、それについて明記された書類を提出できるのみ対象となります。

5. 移住支援関連の補助金制度も活用して転入しました。経費の考え方はどうなりますか。

→他の補助金で補助を受けた内容を確認し、申請していない経費（明らかに区分できる場合）については対象となります。
(例) 能代市若年世帯移住定住奨励金で引っ越し費用の助成を受けた場合や、能代市若年世帯移住定住すまい補助金を受けた場合、同一の経費を重複して申請することはできません。

6. 夫が住んでいた賃貸住宅に婚姻を機に妻も住み始めましたが、対象となりますか。

→なります。同居の事実を住民票の日付または更新契約書の内容で確認します。
→婚姻前から同居していた場合は、婚姻日以降の経費が対象となります。
→婚姻を前提に夫婦で住む物件として契約したことがわかる場合は、同居開始日から対象となります。

